

南種子町空き家バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南種子町における空き家の有効活用を通して、南種子町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築（建築する予定のものを含む。）し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供する制度をいう。
- (4) 定住 長期にわたる居住を前提に、当該空き家を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）及び空き家バンク登録カード（別記第2号様式。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳（別記第3号様式）に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（別記第4号様式）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了通知書を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、延滞なく空き家バンク登録変

更届出書(別記第5号様式)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、空き家バンク登録取消通知書(別記第6号様式)により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 当該空き家が登録された日から2年が経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (3) 当該物件登録者から空き家バンク登録取消届出書(別記第7号様式)の提出があったとき。
- (4) その他登録台帳に登録されていることが不相当と町長が認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報の一部を公開するとともに利用希望者に提供するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(別記第8号様式)により町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家バンク利用登録台帳(別記第9号様式)に登録し、当該利用申込者(以下「利用登録者」という。)に空き家バンク利用登録完了書(別記第10号様式)を通知しなければならない。
- 4 前項に規定する登録の期間は、2年間とする。ただし、利用登録者の申出により登録期間を延長することができるものとする。
- 5 第1項の規定により公開する空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸及び売却の別
- (3) 所在地(字名まで)
- (4) 物件の概要
- (5) 希望価格
- (6) 利用状況
- (7) 主要施設等への距離
- (8) 設備状況
- (9) 間取り及び位置図
- (10) 写真

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、延滞なく空き家バンク利用登録変更届出書(別記第11号様式)により町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク

の利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記第 12 号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録取消届出書（別記第 13 号様式）の提出があったとき。
- (5) 利用登録から 2 年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (6) その他町長が適当でないとしたとき。

（空き家バンク利用希望者の申請要件）

第 10 条 利用希望者は、その利用において、次の各号のいずれかの要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、南種子町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第 11 条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、空き家バンク利用申込書（別記第 14 号様式）及び誓約書（別記第 15 号様式）に希望物件の番号（第 4 条の規定により登録された登録番号をいう。）その他の必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の物件登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該物件登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても、同様とする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者又は物件登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第 12 条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。